

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導（集団指導）質疑応答

1 特定教育・保育施設

No.	質 問	回 答
1	<p>実地指導の事前提出資料について、個別に通知ということだが、「運営基準」については、どのような書類が対象となるのか。</p>	<p>県の施設監査で指定される書類を基本として、事前提出資料の内容に応じて指定させていただきますが、原則として、この確認指導（実地指導）のために新たに資料等を作成いただく必要がないようにいたします。</p>
2	<p>事前提出資料の様式中4ページの「4内容及び手続きの説明及び同意」にある保護者の同意について、これまで書面による同意までは求められていないが、実地指導では文書まで求められるのか。</p>	<p>運営基準上、文書による同意までは求めていないため、実地指導においても同様です。なお、確認指導・監査の実施に当たって新たに基準を設けることはいたしません。</p>
3	<p>事前提出資料の様式中8ページの「20運営規程」の「(3) 職員の職種、員数及び職務の内容」について、処遇改善等加算についての通知の改正への対応として新たに設定した職種（副主任保育士等）について、市から記載例が示されるか。</p>	<p>記載方法、当該事由による変更届の要・不要について、県に照会中です。わかり次第、園長会等でお示しします。</p>
4	<p>実地指導の実施計画について、4月下旬～5月上旬に公表予定ということだが、保育所については県の施設監査と同時実施なので、市のスケジュールをもって県のスケジュールがわかるということでしょうか。</p>	<p>次年度については、保育所は県が実施する中から対象を選定させていただくため、市で実施予定のところは県でも実施が予定されているということになります。ただし、次々年度以降、県と市で実施年度がずれる場合は、単独で実施する場合がございます。</p>
5	<p>事前提出資料の様式中10ページの「32事故発生の防止及び発生時の対応」にある【報告の対象となる重大事故の範囲】について、「疾病を伴う重篤な事故等」とは、どのようなものか。</p>	<p>負傷以外ということであると、重度の熱中症などが考えられます。報告の要・不要の判断がつかない場合は、保育課へご相談ください。</p>

2 特定地域型保育事業

No.	質 問	回 答
1	施設監査と確認指導（実地指導）を同時に実施することで、所要時間が長くなるのではないか。	確認指導（実地指導）を実施することで施設側の負担が増えることが無いよう配慮させていただきます。 所要時間の目安については、実施通知の際にお示しいたします。
2	公定価格に関する部分で当日準備する書類はどのようなものか。 また、顧問税理士の同席が必要か。	地域型保育給付費の支給に関する証ひょうとして当日ご用意いただく書類については、現在検討中のため、実施通知の中で指定させていただきます。 また、顧問税理士等の出席については、実施通知で指定する書類等を踏まえて各施設でご判断ください。
3	実地指導では前年度の書類だけが検査の対象になるのか。	確認指導（実地指導）では、精算が済んだ前年度の地域型保育給付費の支給が対象となります。
4	事業所で整備することとされている書類を事業所外の貸しスペース等に保管しても問題ないか。	確認指導（実地指導）等で提出を求められた際に、速やかに対応可能な場所であれば、必ずしも事業所の中でなくても問題ありません。

以 上